

役員 の 状 況

第 3 表 付 表 1

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		9人	9人				8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人				2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人				2人

最も人数が多いグループで判定。複数のグループが存在する場合であっても、合算して算定する必要はなし。

役員の内訳										
氏 名	住 所	職 名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時	就任・退任 年月日
神奈川 一郎	横浜市中区日本大通1番地	理事長		○	○				○	就任 2006.11.29
横浜 二郎	横浜市中区港町1番地1号	理事	特定非営利活動法人「〇〇〇」理事							就任 2006.11.29
川崎 三郎	川崎市川崎区宮本町1番地	理事	特定非営利活動法人「〇〇〇」理事							就任 2006.11.29
相模原 四郎	相模原市中央区中央二丁目11番地15	理事		○	○				○	就任 2006.11.29
横須賀 五郎	横須賀市小川町11番地	理事		○	○				○	就任 2006.11.29
平塚 六郎	平塚市浅間町9番地1	理事		○	○				○	就任 2006.11.29
鎌倉 七郎	鎌倉市御成町18番地10	理事		○	○					就任 2006.11.29
藤沢 八郎	藤沢市朝日町1番地1	監事		○	○				○	退任 2020.4.28 就任 2006.11.29
神奈川 花子	横浜市中区日本大通1番地	監事	理事長の妻	○	○				○	就任 2006.11.29

親族だけでなく、同じ会社や同じNPO法人の役員等についても、それぞれのグループの割合が、役員の3分の1を超えると基準を満たしません。

事業年度途中で退任した場合は○をつけない

監事も役員に含まれます

1 記載要領（第3表付表1）

- 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 「就任等の状況」の「㉓」から「㉔」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「㉓」から「㉔」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。

- この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- この表において、「特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - ① 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - ② 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

「生計を維持している者」と「生計を一にしている者」について

「生計を維持している者」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。

「これらの者と生計を一にしている者」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、これに該当します。

